

鑑定評価業務請負契約書（案）

1 業 務 の 名 称 建物（別荘）価格鑑定評価業務

2 業 務 履 行 の 場 所 新潟県南魚沼郡湯沢町大字三国
河内山国有林 88 林班外

3 契 約 期 間 自 契約締結日翌日
至 令和 7 年 1 2 月 1 9 日

4 契約価格（鑑定評価料） 金 円
（うち取引に係わる消費税及び地方税の額 金 円）

上記業務について、発注者 国（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）とは、次の条項により鑑定評価業務請負契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第 1 条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（秘密保持の義務）

第 2 条 乙は、請負業務を遂行するにあたって知り得た事項及び評価額を第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、第 3 条に定める物件について、第三者から評価委託を受けた場合、甲の承認を得ないで鑑定評価を行ってはならない。

（評価対象財産）

第 3 条 評価対象財産は別紙「評価対象財産一覧表」のとおり。

（評価完了期限）

第 4 条 乙は、令和 7 年 1 2 月 1 9 日までに前条に定める財産の評価を別紙仕様書に基づき完了しなければならない。

（評価完了の確認）

第 5 条 乙は、前条の規定により、その評価を完了した後 10 日以内に甲又は甲の指定する者の確認を受けるものとする。

(鑑定評価料の支払い)

第6条 乙は、第5条の規定による確認終了後、すみやかに甲に鑑定評価料請求書を提出するものとし、甲は、乙の請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第7条 乙は、この契約によって生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(委任又は請負の禁止)

第8条 乙は、この契約の履行について、作業の全部を第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。

(期間の延長)

第9条 乙は、自己の責に帰すことができない事由又は正当な事由により、第4条の期限内に評価を完成できないときは、遅滞なくその事由を付して期限の延長について甲の承認を求めるものとする。

ただし、乙の責に帰すことができない事由及び正当な事由についての認定は、甲が行うものとし、延長日数は甲が決定する。

(遅延利息)

第10条 甲は、自己の責に帰すべき事由により、第6条第2項に規定する請求代金の支払いが遅延した場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の定めるところにより遅延利息を乙に支払うものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第11条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1項第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行なったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行なったとき又は同法第7条の2第13項若しくは第16項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行なったとき。

(2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若

しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 12 条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2 (同法第 8 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。) の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項 (同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。) の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 13 項又は第 16 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人 (乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。) に係る刑法第 96 条の 3 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第 2 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 2 第 6 項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第 4 号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人 (乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。) が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓

約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙の行為が次の各号に該当するときは、本契約を解除することができる。この場合、乙は甲に対し契約解除による損害の賠償を請求しないものとする。

(1) 乙の責に帰すべき事由により第4条の期限を3日経過しても評価が完成しないとき。

(2) 乙が本契約に定める条項に違反したとき。

(疑義の決定)

第14条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第15条 本契約に関する訴えの管轄は、関東森林管理局を管轄区域とする前橋地方裁判所とする。

(特約事項)

第16条 別紙「暴力団排除に関する特約事項」のとおり。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和7年 月 日

甲(国) 住 所 群馬県前橋市岩神町4丁目16番25号

氏 名 支出負担行為担当官 関東森林管理局長 松村 孝典

乙 住 所

氏 名